

浜松市立小中学校スクールヘルパー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害児教育の充実を図るため浜松市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の発達支援学級又は普通学級に配置する浜松市立小中学校スクールヘルパー(以下「ヘルパー」という。)の設置について必要な事項を定める。

(職務)

第2条 ヘルパーの職務は、学校の発達支援学級又は普通学級における、障害のある児童又は生徒への日常生活の指導補助とする。

(任用)

第3条 ヘルパーは、学校教育についての知識経験を有する者のうちから浜松市教育委員会(以下「委員会」という。)が任用する。

(配置の方法)

第4条 ヘルパーは、発達支援学級の実態及び普通学級における児童又は生徒の障害の程度、注意欠陥・多動性障害などの指導上の困難性その他の実情を考慮し配置するものとする。

(配置の見直し)

第5条 委員会は、前条の規定によりヘルパーを配置した発達支援学級又は普通学級について児童又は生徒の障害の程度その他当該発達支援学級又は普通学級の実情を調査し、ヘルパーの配置を見直すことができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

(配置の方法の特例)

2 削除

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。